

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備主要弁の弁体取替工事等))【4】」

2. 日時：令和5年5月24日(水) 15時30分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他11名(うち3名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料(令和5年5月18日提出資料)を使用

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料1-2 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料2 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料3 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料4 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料5 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について
- ・資料6 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料12 VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- ・資料13 VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- ・資料14 VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉冷却系統施設)
- ・資料15 VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格

納施設)

- ・資料 1 6 VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- ・資料 1 7 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・資料 1 8 VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書
- ・資料 1 9 VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 0 VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 1 VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 3 VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書
- ・資料 2 4 VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書
- ・資料 2 5 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料 2 8 4.7 原子炉冷却材浄化設備
- ・資料 3 0 女川 2 号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料 3 1 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録
- ・資料 3 2 VI-1-8 原子炉格納施設の説明書
- ・資料 3 3 VI-2-5-3 原子炉冷却材の循環設備の耐震性についての計算書
- ・資料 3 5 設計及び工事計画変更認可申請書 V 変更の理由
- ・資料 3 6 設計及び工事計画変更認可申請書 参考資料
- ・資料 3 8 工事計画変更認可申請書 III 変更を必要とする理由を記載した書類
- ・資料 3 9 工事計画変更認可申請書 参考資料
- ・資料 4 1 VI-1-1-5 クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	系とイトウです。それではこれから女川の辺人のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:08	本日資料をいただけてますけれども、
0:00:14	そうですね、一応、資料 30 番の
0:00:20	と回答整理書ですか、この順番。
0:00:24	で進めていきたいと思っています。
0:00:29	そうですね。
0:00:32	それでは
0:00:35	ナンバー252627 っていううち、まず、ナンバー25 について、
0:00:42	補足説明資料等で、
0:00:44	変更はないとしているところの理由の記載ですね。
0:00:52	ここについ、
0:00:54	資料の反映された場所は一応見てはいるんですけども、
0:01:00	追加で何か説明しておきたいようなところありますか。
0:01:14	はい。東北電力の中野です。
0:01:17	記載の通りになります。追加でご説明する事項はありません。
0:01:23	はい。規制庁伊東ですわかりました。
0:01:25	それじゃ資料に入っていってですね。
0:01:30	そうですねまずわあ、それじゃあ耐震性のところいきますかね。資料 18 番、残留熱除去系のところ、
0:01:42	黄色の
0:01:44	A、
0:01:45	マーカー引いてあるところ、加えてもらっていますと。
0:01:53	過去の政策に基づいて同仕様の全体を製作するものであって、解析条件と従来変更はなくて評価結果の変更もないというところですね。
0:02:03	大体こちらのイメージしていった。
0:02:08	ようなところの記載を加えてもらっているのかなと思っております。
0:02:18	セトがいいか。
0:02:21	はい。いいか。はい。
0:02:22	それから、もう 1 コイケ等 10、
0:02:27	9、19 番。
0:02:29	19 番で、資料 19 番の方は、
0:02:32	原子炉冷却材浄化系の耐震計算書があって、
0:02:40	これは複製給水系の方に飛んでいるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	へえ。
0:02:44	33 番に飛んで、
0:02:47	いますかね。はい。
0:02:51	はい。
0:02:51	33 番のう。
0:02:55	マーカ一部分で、最後の段落で、解析モデルに変更はないと。
0:03:00	計算条件影響を与えるもので、
0:03:03	もうなくて評価結果の変更もないと。
0:03:05	いうところです。
0:03:13	説明として大筋はこういうこういったところなのかなと思っていますけれども、
0:03:21	明日何かある。
0:03:25	原子力規制庁ハタケヤマです。冒頭の管野耐震性へとあれJRの方からちょっと、
0:03:32	技術局に進めたいと思いますけども、
0:03:37	ツジはイトウからもお話した通り、定性的に説明いただいたものかなと思っています。で、
0:03:45	ご確認させていただきたいのは、解析条件となる重量に変更はなくていう記載がありますけれども、
0:03:52	それ以外のその解析条件っていうのは、
0:03:55	これも変更がないという理解。
0:03:58	と認識してますけども、よろしいでしょうか。例えば、サポートの位置が変更がないとか、
0:04:05	この重量と書かれているものは、弁体に対してお話されているものと思いますけども、
0:04:12	いわゆる保温材とかも、
0:04:14	変更がないというそのまあ、いわば重量等に変更はないというかその入力条件すべて変更ないっていう理解だと思っていますけどもよろしいですか。
0:04:24	東北電力の鈴木です今のご認識の通りで問題ありませんその他を含めて、インプット条件変更がないと、いうことでございます。以上です。
0:04:34	はい、承知いたしました。ちなみに解析条件でやっぱり重量だけじゃないですよ。
0:04:42	重量以外にも要素あります。はい。はい。奥野スズキです弁等につきましても寸法等の記載はありますが、今回、弁本体、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	現場ことが変更しておりませんので、そういった意味でも変更はないと。
0:04:55	確認してございます。
0:04:56	はい。寸法もあるということだったと思うので、
0:05:01	言葉的には、重要以外にも含むように、徒党があると、より適切かなと思っただけですか。
0:05:09	この記載は以上です。
0:05:15	申請書はこのベースで書いていただいて、
0:05:18	疑問の
0:05:20	私の思いとしては良いかなと思いつつも、実際に解析条件となる重量等に変更がないことと、
0:05:29	評価結果の方にも変更がないということをされているその具体的なその、
0:05:36	内容、要はその
0:05:39	ところの具体的なその該当場所どう変更がないのか、この部分についてっていうところについては、まとめの、補足説明資料等でちょっと、
0:05:49	資料の充実化をいただいた上で説明いただければ、よりファクトとしては確認できる部分かなと思ってます。という意味ではちょっと事実確認の観点としてはそういった
0:06:00	変更がないとしている該当箇所、工事図面が何かかなと思いますけどもちょっとどのように、
0:06:10	変更がないとしている場所の場所の抜粋ですかね。
0:06:13	抜粋で結構ですのでちょっとその部分についてつけられるものがあればつけていただければと思います。
0:06:23	衛藤木藤です。今、ハタケヤマから言ったところは一応確認ですけど、今、資料 2 から 6 でいろいろつけてもらってますけれどもそれで、
0:06:33	一応網羅されてるんでしょうかそれともまた何か足りないところありますか。
0:06:40	東北電力の鈴木です。今回、
0:06:44	資料 2 の方に通し番号の 24 ページ。
0:06:48	になります、
0:06:52	弁の構造図を検討してございます。
0:06:57	こちらにつきましては、建設時から製作図面として正座使用してるものでございまして今回もこの図面を使って製作をしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:08	下の方に赤枠で囲んでございますが、こちらに全重量ということで操縦を記載してございまして、こちらは耐震計算書にインプットとして背景数値、
0:07:20	でもってその形状等の寸法変わりませんので、インプットに変更がないということを示すためにつけたものでございます。以上です。
0:07:30	原子力規制庁ハタケヤマです。その他のインプット条件もここで包絡されるんですかね、ちょっとそこは。
0:07:36	寸法とおっしゃった部分は確認できるかなと思います。
0:07:42	その他はどのように確認され、
0:07:45	説明される予定でしょうか。
0:07:53	あくまで例えばさ、私が1例出したサポートなんかは、
0:07:57	配管取りかえないから自明でしょってところで多分書かれてないところもあるかと思いつつも、ちょっとそういった意味は定数
0:08:07	読み取れるように書いていただければと思います。口頭でそういうふう
	に認識はこちらはしつつも、例えばその、
0:08:16	僕らが勝手にそう思ってるだけで実は違いましたってということがないように、基本は文書で回答わかるように書いていただきたいという趣旨で、ある種自明かもしれませんがもちょっと説明はいただきたいと思い、思います。そういった意味でちょっと申し上げました。
0:08:31	東北電力の鈴木です。今のコメントを踏まえまして、インプット条件にですね変更がないところもしわかるように記載の充実を図りたいと思います。以上です。
0:08:48	施設をイトウです。ちょっと今のに追加で、わかりやすさという面からいうとですね、24ページ、資料2の24ページの、
0:08:58	本資料は1991年に、これはリバイスさんとしてって書いてあんですかね製図作図された設計図書でありって言う何かこれはどういう図書なんだろうってところが、いまいわからなくてですね。
0:09:12	木林さんが、これはあれなんですか再最終版なんですよ。位置付けがわからないのでちょっと説明してもらいたいです。
0:09:23	はい。東北電力の鈴木です。こちらの工認、すみません建設時、
0:09:28	製作した図面としましてはさ、その当時最終版の
0:09:33	レビジョンとなっておりますこちら最新版となっております。
0:09:38	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:40	はい。規制庁伊東です。そうであれば、これこれの時の最終版っていうような書き方をしてもらった方がいいと思いますリバイスさんと言われても、
0:09:50	何やらということになるので、
0:09:54	藤クリニックの鈴木です。
0:09:57	コメント拝聴しましたのでその辺ですね、わかりやすく、記載のほうをあわせて見直したいと思います。以上です。
0:10:23	iPhoneすぎちゃっていい。
0:10:25	それ、
0:10:28	はい。はい。
0:10:32	原子炉についてはハタケヤマです。ちょっと、
0:10:35	今の話に関連して確認をしたいのですが、
0:10:39	衛藤。
0:10:40	資料のナンバーで言うと、
0:10:43	2、
0:10:46	23 ですかね、あれジオールの強度の経産省について、以前ですと、過去に認可されていた申請書の参考資料に基づいていう記載をしていたかと思います。
0:11:01	本申請の中では具体的な評価をされていないと。で、今回ですと、実際に強度計算書として、
0:11:14	先ほど計算その設計条件等が追加されているっていうところを踏まえると、いわゆるその昔の既認可を引用できないと判断されたということでしょうか。
0:11:30	東北電力の鈴木です。そうですね建設時の、につきまして参考資料ということで、申請書の範囲ではないというふうに再度、
0:11:39	考えまして、今回新しい再度、
0:11:44	添付が必要と。
0:11:45	考えて検討したものでございます。以上です。
0:11:49	はい、原子力規制庁ハタケヤマです一義的な理由は、引用できないと判断されたということですね。はい。
0:11:55	ちょっと、
0:11:57	その上で今回計算される際に、
0:12:01	強度計算書で、今、
0:12:04	例えば 12 ページを見てみると、設計建設規格と告示 501 が並んで記載されているかと思います。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	評価区分もここ設計建設規格または告示というふうな書き方されたと思うんですけども、これ実際どちらで評価されているのでしょうか。
0:12:23	東北電力の鈴木です。こちらにつきましては、設計建設規格と告示 501 の両方で計算をしております、
0:12:35	例えば表を見ていただきますと弁の一次応力評価のPPBとかですね、そちらについて航空系設計設計建設と 5 フジイ 501 と、
0:12:45	いうところで欄を分けて記載しております。
0:12:47	こちらのようにそれぞれですね計算をして、より保守的な方を、
0:12:52	最終的に計算結果として使用してるものとなっております。
0:12:55	以上です。
0:13:00	原子炉規制庁島山ですか、考え方は理解しました。これって、新基準の時も同様に評価をしていて、
0:13:10	同じ評価をしていたってということの説明だと思います。で、新基準においては、この設備っていうのは、
0:13:19	いわゆる
0:13:22	新基準前からずっとある設備で、今回取りかえるものではありませんよと。
0:13:27	いうことでしたけども、取りかえるにあたって、
0:13:30	では、
0:13:31	どうぞ。
0:13:32	従前からある設備と取りかえた後の設備って何か、
0:13:36	評価の仕方って変わったりはしないということでしょうか。
0:13:42	ちょっと遠回しな言い方をしたので申し訳ないんですけども、
0:13:46	17 条の、
0:13:49	基準の 17 条の要求の、
0:13:51	解釈のところで、
0:13:53	施設時において、設計建設規格が適用されていないものを久慈 501 によるっていうふうな解釈規定があるかと思えますけれども、
0:14:04	この記載を踏まえて、今回はどのように評価されたのかっていうのがちょっとよく見えなかったので、新基準のときには、どういう整理をしたんでしょうか。そういったものも含めて、
0:14:18	501 と定検近く比較して、より保守的な評価、
0:14:23	そちらの方が厳しいからそういうふうな評価をしたということなのか。
0:14:26	或いは
0:14:29	1 新規設置するようなもの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:31	ものについては、すべて
0:14:35	2012年版という、あえて申し上げますと、尾関建設規格、
0:14:39	の適用を受けるという評価をし方をしているのか。
0:14:43	ちょっとその新基準のときはどういう整理だったのかを確認させていただきたく、
0:14:48	はい。東北電力の長谷川です。新規制基準適合性の際、床の強度評価に関しては、技術基準の解釈に記載の通り、
0:14:58	施設時の規格を用いるということで当時、告示5015時代に設置したやつについては告示5015で、
0:15:08	そのあと要はじゃ住めを適用しているものについては、進めということで、評価対象としています。ただ、
0:15:17	設備単位でいうと、例えば配管系で言いますと、ToBeAからBという配管があった場合に、
0:15:24	そこに既設用は建設時から、もうすでに設計施設されてる範囲と、あとはJAS面、適用してから改造した部分と混在しているような部分があります。
0:15:36	そういうところについては、安め等、告示。それで、より保守的な、保守的かどうかわからない場合は、要は解析者とかですね、わからないものは両方評価して、
0:15:49	両方を満たすことを示すと、というような方針でやっています。そこら辺の考えを、補足説明資料共同計算書の補足説明資料ということで、フロー図もおつけしましてこれ、
0:16:01	多分PB、大体、どこのプラントも同じような、
0:16:05	フローにしていますけども、
0:16:08	はい。それに基づいて選定して評価をしていると、ということです。今回のこのRHRの弁についても同様に、
0:16:16	告示とで、要はこれはちょっとまた部品単位の話になってしまうんですけども、今回は弁の全体を取りかえるものです。
0:16:26	ただ、弁としての、これ、クラス、
0:16:30	個々の機器クラスの弁とすれば、現場小とかですね、他の強度部材、構造部材もちろん評価対象になってまして、
0:16:38	そちらは、要は従来品なので、告示ベースと、ただ今回取りかえる。
0:16:45	弁体については、現在なんで、今の規制に基づいて、設計建設規格、適用になるということでそこも混在するという形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:55	両方で評価しているというようなことになります。これも補足説明資料の方にそのフローの方を示してございます。以上です。
0:17:05	原子炉規制庁畠山です。説明、理解しました。今お話された補足説明資料というのは新基準の時の補足説明資料の強度計算書に関するところですね。そうです。はい、理解しました。その考えが一貫してされていると。
0:17:19	いうことで、理解しました。で、その内容というのは、
0:17:26	例えばこの、
0:17:27	23 の一番最後の間の応力計算書においても、
0:17:33	同様に、設計建設規格と告示 5011 のそれぞれの評価を行っていて、
0:17:44	より保守的っていう言葉を使ってたと思うんでそのまま使いますけども、より保守的な、
0:17:49	評価の方を適用させた。
0:17:53	その方針は特段変わりもないですし、
0:17:56	解析条件となる入力、その授業とかにも変更はないと。
0:18:01	いうことで、そういうことです。
0:18:05	事実確認だけで、これは、
0:18:10	はい。東北電力の長谷川です。はい。今おっしゃった通りの方針でございます。
0:18:17	承知いたしましたアノか考えはわかりました。ちょっとそのところは一応事実確認をさせていただきますが、内容は理解しました。
0:18:46	原子炉規制庁滝山です。この内、今の項目の部分については代表的に、今の項目、
0:18:54	で申し上げましたけども、今後全体的に、他の部分についても変更がないとされているところについて、書面の方で確認をした上で、必要に応じて、疑義がある部分にはコメントする今後のヒアリングでコメントさせていただきます。
0:19:10	この範囲については以上です。
0:19:16	はい。瀬戸イトウです。ひとまずこの話はここで特技ですね、
0:19:24	コメント管理表の次のところに行きたいと思います。
0:19:31	JIS規格外。
0:19:33	間継ぎでの評価について、
0:19:36	資料、
0:19:40	ここ、
0:19:44	資料 5 で説明をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:47	充実させてもらっていますと。
0:19:49	いうところで資料 5-72 ページ目以降ですね。はい。
0:19:54	ここでと書かれている内容は、
0:20:00	大体承知したつもり。
0:20:03	なんですけれども、
0:20:05	衛藤市をもう一度確認ですが、
0:20:11	等、
0:20:16	74 ページの 4 ポツのところですね、要目表の記載の仕方で、
0:20:25	管次については、
0:20:28	JIS規格外の間次等は必要な強度を有することを確認する必要があることから読むキタニ 1 秒で示し、云々というところ。
0:20:38	ここでぜひ必要な強度を有することっていうのは、要するに、関東、
0:20:47	管と同等の強度を有している。
0:20:52	ていうことを言ってるという理解でいいですか。
0:21:04	はい。東北電力の岡田です。
0:21:06	このご理解でよろしいです。
0:21:09	はいわかりました。
0:21:13	そうですね。一応、説明内容はわかったつもりではいるんですけれども、三行で書かずに、事業でか書いているというのは、要するに
0:21:27	評価内容が継ぎ手としての評価内容じゃなくて官としての評価内容、評価をしているところであるというところろ、
0:21:36	何て言うんですかね
0:21:40	見逃さないようにするというかそそいったねらいで一行で書いている。
0:21:47	ていうところなんですかね、或いは何か他の言い方があれば、説明してもらいたいんですけれども。
0:21:57	東北東北電力の岡田です。
0:22:02	聞こえますでしょうか。はい。聞こえております。どうぞ。
0:22:07	東北電力の方です。
0:22:08	聞こえてますでしょうか。
0:22:10	清土肥。
0:22:14	規制庁伊藤です。聞こえてますどうぞ。
0:22:18	今一接続。
0:22:23	セイトウです聞こえてますでしょうか。
0:22:36	あ、僕のスズキです今の。
0:22:38	ご質問に対しては、保健所音声は類のまずこちらで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:43	回答させていただいてよろしいでしょうか。
0:22:46	ここのマイクが悪いっていう状態なんですけど。
0:22:50	土岐セイトウです。
0:22:53	聞こえてますでしょうか。
0:23:01	音声が届いて、
0:23:27	東北電力の熊谷ですけども聞こえておりますでしょうか。
0:23:32	施設をイトウです聞こえてます。そちらはどうでしょうか。
0:23:37	こちらも聞こえております。すみませんこちらの、
0:23:40	調整がちょっと悪くてですね。はい。そうですね。江藤。はい。何か。
0:23:46	聞こえていないとかあればすぐ言っていたいただければと思います。すみません。はい。
0:23:51	あ、すみませんありがとうございます。これから回答を差し上げますので。はい。
0:23:57	東北電力の岡田です。4票に対して1色で記載するという差別化に対しては先ほどお話があった通りの認識で問題ございませんで、
0:24:09	当評価があるとして評価しているというところで、記載を持っているというものでございます。以上です。
0:24:17	セイトウです。承知しました。
0:24:22	そうであれば、4ポツのところ辺りに一言、これこれこういう目的で一行で記載しているというところは、
0:24:33	充実していただいてもいいのかなと思うので、
0:24:38	ご検討ください。
0:24:43	はい。東北電力の岡田です。
0:24:45	ご指摘の内容を踏まえて、記載の充実を図りたいと思います。
0:24:50	以上です。
0:24:58	配布セイトウです。江藤瀬野この部分について規制庁側から他にありますか。
0:25:08	原子炉規制。
0:25:09	原子炉規制庁畠山です。一応、今中伊藤の方から、必要な強度を有することを確認する必要があることからのところについては充実化するようにということでコメント。
0:25:20	をしたかと思えますけども一行で示してそのところはどう繋がるのかというところは充実していただくということだと思いますけども、
0:25:28	コメント管理表のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:32	ももとのコメントのところで、また実績課外スギタ社内の考え方があれば整理することっていうところ書いてありますけどもその整理した結果が4 ぽつだったと。
0:25:44	ということでしょうか。前回のナカガワの方から、
0:25:48	ももとこうしていた理由は何なのかっていうところを、調べた上で説明することでコメントしたかと思えますんで、その内容が館と同等の評価をするっていうところでは、
0:26:02	今さっきご認識の通り、おっしゃってたところの部分なのかなと思いつつ、もうちょっとそこのところがよく見えなかったのでちょっとご解説いただければと、ちょっとどういうふうな、
0:26:14	社内の確認をしたのかというところをお願いします。
0:26:23	東北電力の羽田です。今のご質問の内容としては、
0:26:28	JIS規格外継ぎ手の社内の考え方と、ということだと思うんでございますけれども、こちらについては、ディスリガード大ファン過ぎて、
0:26:41	の定義を、
0:26:44	聞かれているものという理解でよろしいですか。
0:26:50	原子力規制庁ハタケヤマです。異なります。違いますね。
0:26:56	前回のコメント管理表、ナンバー26 の、
0:27:02	社内の考え方があれば整理することの、社内の考え方ってどのように調査されて、どういう結論に至ったのでしょうかという事実確認です。
0:27:24	東北電力の熊谷です。社内の考え方についてはですね、過去の工認の経緯をちょっと調べた上でですね後、
0:27:35	メーカーさんの方にも問い合わせをしております。それからですね、BWRプラントの溜め方の方にもちょっと確認をしてですね、
0:27:45	加工の方から現状の技術規格外。
0:27:50	次、継ぎ手については当該の記載にしているということで確認してございます。ですので、
0:27:58	BWR幅としてはこのようなJIS規格外からついてに対しては、
0:28:05	当該の管としての増員を目標として記載をしているというのが、確認結果になります。はい、議長になります。
0:28:14	原子力規制庁ハタケヤマです。今ご説明いただいたところからこうしていったって結論だと思えますけれども、なぜこうしていったってところは、答えは行き着かなかったということですかね。
0:28:25	多分、過去からしていたってところは、おっしゃる通りなんだろうと思いつつも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	もともとの問いは何でこういうふうになっていたのかっていうところを確認し、
0:28:36	できていますかっていうといいですので、ちょっとそこはどのように、
0:28:40	いや、見つからなかったっていうことなのかもしれませんけれども、そこはご回答いただけますでしょうか。
0:28:47	はい。東北電力赤間です。結論から申しますと書き物としては残っておりませんでした。
0:28:55	何かしら
0:28:57	電力間で調整した結果等を見つかられればよかったんですけども、NR Aさんがおっしゃる通り、結論としてはそのような記載は見つけられなかったというのが実態です。
0:29:13	原子炉規制庁島山ですが、社内の考え方の確認については承知いたしました。
0:29:19	で、加えて確認ですけれども、
0:29:23	この 72 ページから 74 ページの、
0:29:27	いわゆるJIS規格外スギタと言われているものについて、
0:29:31	衛藤以前の説明、
0:29:35	では、強度の確認方法については、PPC3411、
0:29:41	PC3420 と、あともう一つ、PCの、
0:29:45	3号、藤市田。
0:29:49	350 シリーズのところの、
0:29:53	この三つのところの確認をもって、PPC3 以下の管継ぎ手のただし書きを適用するというご説明をいただいていたかと思えます。で、
0:30:03	今回の強度の確認方法ですと、PPC3411 と 3420 をもって確認をするという表記になっているかと思えます。この、
0:30:12	配管系の解析による設計というのは、
0:30:16	AとB35。
0:30:18	尻のところですね、そのところは、管継ぎ手のただし書きには、特段起用していないという理解なのか、ちょっとそこの整理を、
0:30:28	ご説明いただけますでしょうか。
0:30:35	はい。東北電力の熊谷でございます。
0:30:39	そちらの整理はですね、74 ページの上の表IIさんのですね、JIS規格暁での主な設計の流れということでお示しておりますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	菅野設計としましては一般要求事項があってその中でPPC3111、応力制限ということで、登録に係る制限がかかっております。そのなかーを見ますとですね、
0:31:03	3400 開発設計のコート、3500、配管系の解析による設計と、分けられてか、
0:31:13	規格として整理されてございますので今回のですね、3400
0:31:19	の 3400 のPC3415 のただし書きに適合するためには、3410、それから34 にこちらの二つに適用するように
0:31:33	34、1 番目に設計することで 3415 のただし書きを要求、ただし書きの要求を満たすというふうに整理してございます。
0:31:43	説明は以上に、
0:31:46	はい、原子炉規制庁島山です。おっしゃる意図は理解しました。PC 3400 の耐圧設計の中で、そのただし書きのところを確認をしたというところで考えるとPC311 とPC3420 の確認をもって、
0:32:02	4 月 4 日適用したと。で、PC3500 とは、
0:32:07	批評。
0:32:08	課としては三つの評価を行っている。
0:32:11	ということで、認識はしました。
0:32:15	で、一応確認ですけどもPTC3500 のところの配管系の解析による設計というところの配管の要素の部分で、継ぎ手と配管のそれぞれの要素があったかと思えます。で、
0:32:27	それらは、今回の
0:32:29	JIS規格外継ぎ手と呼ばれている部分については、
0:32:32	継ぎ手として評価をしたのか、官として、その評価をしたのか、これはどちらだったんでしょうか、申請書では多分見えない部分。
0:32:41	なのかなと思うんですけども、どちらだったかご説明いただければ。
0:32:49	東北電力、岡田です。
0:32:51	継ぎ手として評価してございます。
0:32:55	以上です。
0:32:58	議事録セトハタケヤマです。ここは継ぎ手として入力条件入れているということですね。
0:33:04	いずれにしてもそここのところは耐圧設計と配管系の解析による設計とは、評価としては、要求内容の大枠が異なるので、
0:33:15	申請書としては、管として出さなければいけない、耐圧設計のうち、あと補強であったり形状の部分、ここはもう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:24	どちらも管として評価をしているということで、
0:33:27	そういった意味では、
0:33:29	元の 1、
0:33:30	イトウというの部分に戻るかと思えますけども、申請ベースでは官として一貫して評価していて、
0:33:39	担当して評価をすること。
0:33:42	をしている前提で考えれば、要目表も管と同じように表記をすると。
0:33:48	いう整理をしていたと。
0:33:50	と推測するということですかね。
0:33:53	アノでよろしいですかね。
0:33:58	はい。東北電力の岡田です。そのご理解で結構です。以上です。
0:34:07	原子力規制庁ハタケヤマです。内容は、大枠として理解はしました。
0:34:14	私からは以上です。
0:34:19	はい大城セイトウです。
0:34:21	衛藤。
0:34:22	他に、規制庁わからなければ、一応このJAS面のところも、はい。衛藤。
0:34:29	一区切りとしまして次に行きたいと思います。
0:34:37	次に条文整理のところですね。
0:34:42	今夏資料 2 から 6 くらいで、
0:34:48	丸三角×という形で、ちょっと書き方を変えて、
0:34:55	と書かれています。
0:34:59	けれども、
0:35:02	そうですね。
0:35:08	ええ。
0:35:10	藤。
0:35:11	ちょっと具体的に言った方がいいかなと思うので、資料 2 の残熱除去系の、
0:35:18	資料の、
0:35:21	8 ページ名。
0:35:22	1 項を、
0:35:24	いいますと、
0:35:30	これはおそらく他の事業者のものとかを参考にして作られたのかなと思いますけれども、
0:35:40	そうですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:42	一番右側の列の適合性を確認するための申請書類というところについて、少し確認をしたくてですね、
0:35:54	資料 2 の 9 ページのところ、
0:35:59	2728
0:36:02	32 条あたりで、
0:36:06	基本設計方針と書かれてますけれども、これは、
0:36:13	今回は申請書にはついていないと思いますが、
0:36:20	新規制工認の時にやってそれがそのまま、今回は変更はなくてその基本設計方針を見ることで、
0:36:29	適合性を確認する、できるとそういうイメージなんですかね。
0:36:36	東北電力の鈴木です。こちら基本設計方針と記載してございます今野。
0:36:42	お話ありました通り、
0:36:44	すみません、基本設計方針につきましては、今回の 31 番の資料 2、
0:36:50	これまで検討してございませんでしたが、基本設計方針についても、変更はないという、紀宝金貨の
0:37:01	設工認から変更はないとしてございますが、設計方針の方を読み込ませていただきまして、
0:37:07	添付してございませんですが今回の申請の範囲というふうに変更させていただいております。
0:37:13	以上です。
0:37:15	ネットマークスさん資料何番でしたっけ。
0:37:23	資料 31。
0:37:39	資料 31 の右下通しページの 3 ページ目。
0:37:50	政治名。
0:37:52	3 ページ目 4 ページ目ですね、3 ページ目、申し上げますと 3 ポツ 11 のところに、伝令経営の基本設計方針、
0:38:01	というものを今回申請範囲として追記させていただいております。
0:38:06	ただし、中身といたしましては令和 4 年 9 月 28 日付、
0:38:11	認可されております設工認の計画によるということでこちらの前回の有毒ガスの辺、
0:38:19	ですね、このときに出した基本的補修と、
0:38:23	紐づけてですね。
0:38:26	かえさせていただいており、
0:38:28	同じく、ページが、格納施設の原子炉格納施設、
0:38:33	及び浸水防護施設の基本設計方針、こちらもですね、同様に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:38	指摘させていただいて、
0:38:45	フチセとイトウでさ、なるほどだからこうして書くことで、今回の申請範囲の一部として、
0:38:55	基本設計方針とかを含めていると。
0:38:59	元冷凍格納施設等浸水防護施設高良衛藤。
0:39:06	今回の五つの工事、全部カバーされていると。
0:39:12	そういう理解でいいですか。
0:39:16	はい。東北電力鈴木です。はい今回の申請範囲について該当する基本設計方針の方を添付させていただきます。
0:39:26	はいわかりました。基本設計方針が加わるというところはわかりました。
0:39:32	そう。それではですね、同じ資料 2 の、
0:39:36	9 ページ 10 ページか、ごめんなさい。9 ページですね、9 ページで、
0:39:43	例えば 28 条で耐震性に関する説明書、それから、32 条でも耐震性に関する説明書と、
0:39:52	いうのが載っていますね。
0:39:57	ご存知かと思いますが、新規性購入のときに、ホストリヒョウがあって、
0:40:03	南條についてはどの説明書が、関係しているというか丸をつけて、どの説明書関係あるっていうのを示した。
0:40:14	表があるんですけども、それとはちょっと整理が違って、具体的に言うと 28 条とか 32 条では、耐震性に関する説明書っていうところは丸がついて、
0:40:25	いないんですけども、
0:40:28	これは圧緯度位置付け的には、
0:40:31	新規瀬古の時には、
0:40:34	必要ななかったんだけど今回の編入にあたっては、耐震性に関する説明書、
0:40:40	適合性を確認する必要があるとそういうことになってるんですかね。
0:41:09	僕電力のスズキサノを確認します。少々お待ちください。
0:44:40	あ、すいません規制庁イトウで若干訂正させてもらいたいんですが、さっき私が言った丸がついている表っていうのは規制庁側が作成した資料。
0:44:49	だったようなのでちょっとそれーというよりは、えっとですね新規工認の時の、
0:44:57	補足くう資料、補足の 100-2 という資料があつてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:04	これが技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐づく表というものがあって、これも要するに南條で、どの添付書類がひもづいてますよと。
0:45:16	いうところの一覧表になっています。
0:45:20	ここ、
0:45:22	ここの関係をちょっと説明して欲しいなというところになります。ちなみにこの資料でも、28条と、
0:45:29	32条は田井先生の説明書は入ってません。はい。
0:45:38	東北電力の鈴木です。こちら今、耐震の関する説明書を記載した意図としましては、
0:45:45	ワンルームの隔離装置ということで耐震計算書の方で、作動性の確認を評価しているというのがありましたので、
0:45:56	動作に関する要求というところでおしりをしてしましましてしていましたが、再度弊社の今を、
0:46:06	こちらの、
0:46:07	お話ありました、その整理している。
0:46:10	広井の方、
0:46:11	のですね整合性のところがありますので、こちらについては
0:46:16	確認させていただきまして、見直しをさせていただきたいと思います。
0:46:20	以上です。
0:46:25	はい規制庁イトウです。承知しました。
0:46:28	はい。
0:46:38	原子炉規制庁の崎山です。ちょっと、一応、
0:46:42	あらかじめ確認しておきたいのが、今回適用要否判断を、
0:46:48	前は確かマルバツ。
0:46:51	三角ではなくて、
0:46:53	何か2行に分かれていてある。
0:46:57	0なのか、マルバツなのか、バツバツなのかっていう表記だったと思います。で、何か表記変わったなと思ったんですけど何か表記があった理由ってあるんでしたかね、何か別に、
0:47:07	表記自体は別に、あのままでもよかったなと思いつつも、何か多分他社さんが、
0:47:13	こういう評価をしてて、
0:47:14	それに寄せたのか、何か考え変わったのかちょっとそこが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:19	問題提起したわけじゃないですけどもどう変わったのかなということを確認させてください
0:47:24	はい。東北電力の鈴木です。まず表記を変えた理由としましてはまず、他社を参考にしたというのも一つございます。
0:47:32	あとは
0:47:35	これまでですね
0:47:37	改造する結果に応じて、
0:47:42	適合性条文を、結果、
0:47:45	確認する必要があるかないかというところで、判断をしておりましたがまずは、その当該設備にですね要求される条文かどうかというところから、整理をするべきと。
0:47:55	いうふうに考えまして、そういった意味で条文の保守の考え方を整理してございます。
0:48:02	で、それに対して、
0:48:07	適用案適用要否判断という記載にしたのは、さきに申し上げましたがチャレンジさんの情報を参考にさせていただきまして、より
0:48:18	整理をしやすいですね記載のほうに見直すものでございます。
0:48:21	マルは適用条文で今回、
0:48:24	申請において、
0:48:27	関本確認するべきと。
0:48:28	参画については、その設備に対しては適用されるんですけども
0:48:34	それに適合性とか機構にですね、
0:48:37	建設成功において確認をされているもの。
0:48:41	具体的にその6条、
0:48:43	ここについては設置場所とかが今回変わらないので、
0:48:47	その設備に対して、
0:48:49	0ね守る設備への影響を与えないというようなものから
0:48:55	既工認で認可されてるものから変わらないというようなところから
0:48:59	条文の
0:49:01	再整理をしたものでございます。以上です。
0:49:07	原子力規制庁ハタケヤマです。ご説明ありがとうございます。前段の適用要否の考え方、マルバツ3月にしたところで、一応お伝えしておく、
0:49:19	2行に分かれる例は他社、他にもあるので、そこ自体は、私どもは否定してませんので、そこだけご認識いただければと思います。その上で、マルバツ三角にさせていただいても2行に分けていただいても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	どちらでも構わないかなと思ってますので、直す必要はないかなと思えますし、前のままで表記がよかったかなと思ってますという
0:49:42	そこだけをまずお伝えします。で、その上で、適用要否判断の考え方についてはちょっともう少し伺いたいと思っていて、確認をしたい趣旨は、
0:49:53	どういったところについては3月、どういったところについては0というふうな考え方をしているのかっていう線引きをちょっと確認をしたいと思えます。で、
0:50:05	あらかじめ申し上げると
0:50:06	問題提起したいという、その考え方の線を引きたいので、その考え方を教えていただければと思っているところですけども、例えばこの4条の地盤は、
0:50:16	3月にされてますよね。で、5条は0にされてますよね。で、40においても5条においても、設備は変わりますと。
0:50:26	その設備に対しては重量変わりませんというふうな表記だったと思えますけども、
0:50:31	地盤であれば地盤の支持性能に対してどう影響を及ぼすのかっていう確認は、多分、何かしらの改造であったりした場合はすると思えますけども、この
0:50:42	差については、どういったものは三角にしたのか、どういったものは0にしたのかっていうその線引きをちょっとご説明いただけますか。
0:50:52	はい。藤クリニックの鈴木です。まず0についたものにつきましては、今回改造することも有田につきましては、改造することで、
0:51:04	その設備に対してまず適用条文と、
0:51:06	なるものを
0:51:09	その工事に対して、適用技術基準の適合性を判断すべきものとしたものを0としてございます。
0:51:18	3角につきましては、
0:51:22	四条でいきますと、
0:51:24	当面設備、
0:51:26	先ほども申しましたが
0:51:28	今回の工事において設置場所等やそのインスト所、流量等が変わらないということから、その基盤に影響を与えるものではないと、いうことを
0:51:39	整理しまして、
0:51:41	3角というふうにしたものでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:46	原子炉規制庁畠山です。ちょっと、もう少し確認をしたいのが、重量変わらないの耐震性も同じですよ。課長。
0:51:53	ただ、その線引きはどのようにお考えだったんでしょうかっていうところをちょっともう少し伺いたい趣旨でして、何か例えばその地盤とかだと、例えばその配管。
0:52:05	1 設備の
0:52:08	改造であつたり取りかえであれば、多少、
0:52:11	重量が仮に変動したとしても、その地盤に与えるその支持性能の入力条件というのは、ほぼほぼ
0:52:21	もとのインプット、
0:52:23	入力条件と変わらなくて、包含されることがもう、ある意味自明というその評価の仕方、
0:52:30	をしてて、ある意味自明だからそういったところで影響を与えないっていうところが、定性的にいえるのかなと思っていて、
0:52:39	地震に対する互助に関しては、例えばその、
0:52:44	一つの設備に対しても、弁という評価があればその弁の機能維持評価とかしなきゃいけないとか、例えば
0:52:51	システムで言えば、仮に重さが変わらなかったとしても、配管のサポートの位置で、評価条件が変わってしまうというその入力条件のところで、影響がおよぼしやすいっていうところで、何かしら線引があるとか、何かそういうふうな何かしらのなんか、
0:53:07	考えがあると思ってて、その御社の考えをちょっと伺いたいという趣旨です。そのどこで線引きをおきましたでしょうか。
0:53:20	はい。すみません。東北電力の長谷川です。
0:53:23	ちょっとこの五条、あと要は構造要求に関わる条文がちょっと特有なところでございまして、何だ、
0:53:32	詳細に言うと五条 17 条 50 条 55 条、ここの構造要求に関わるところは、今ご説明あった通り、全く同じものを取りかえるのであれば、実はいらんないと思ってます。
0:53:43	ですので、ただ、我々、そこはちょっとこの、今回申請するにあたって、申請書類を、何をつけようかって判断したときにですね、当初は、5 条については、
0:53:55	0 がかつ、今回も 0 にしてました。ただ、事前の事前とかヒアリングの中で、ちゃんとその適用条文というのを、一つ一つ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:06	しっかり考慮した上で、マルバツをつけなさいというような越しご指摘っていかそれもあったので、再度改めて考えると、実は四条も五条も同じです。
0:54:18	今回のこのRHRの弁については、全く同じものに取りかえるので、
0:54:22	はい。要は、適用はするけど、
0:54:25	今回それで変わるものではないので、という意味では同じです。
0:54:30	ただ、先ほどの4乗分、
0:54:33	構造要件のところについては、とは言っても、
0:54:37	同じものに取りかえるとしても、
0:54:40	改めて申請書としては、添付書類として、ちょっと従来から実はつけてまして、
0:54:46	はい。それを踏まえて、ちょっと明確な線引きがそこないところで、0というのが事実。
0:54:57	原子炉規制庁秋山です。
0:55:01	趣旨は何となく理解できました。ちょっと悩まれてるんだらうっていうところも含めて、
0:55:07	理解はしました。
0:55:10	いずれにしても、例えば、今後申請される際何届け出とかも含めて、何かしら申請されると思うんですけども、
0:55:19	地盤とかであればその設備が変わったところ、支持地盤の支持性能になかなかその影響を与えるようなのが起きにくいっていうのは、
0:55:30	イメージがつきやすいんですけども、耐震性に関しては例えば配管の取りかえであったとしても、ルート変更があるとか、そういったところで入力条件に変え、
0:55:42	変わる部分っていうのが、当然ながらあり得ると思っています。そういったところについては、私どもとしても確認をしなければならない範囲。
0:55:50	だと思っていてそういった意味では5条というのは、仮に、何かしらの条件が変わらない部分って、
0:55:58	あったとしても説明は申請書の中でしていただく。
0:56:01	と。
0:56:02	思っい、互助は、説明をしてくださいということを投げかけていると。
0:56:11	私は思っていますというところで、
0:56:13	ご認識いただければなとちょっと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:18	東北電力の長谷川です。はい、ありがとうございます。前回のヒアリングでもちょっと議論になったんですけども、ちょっとこの 55 条、十七条 50 条 55 条だけではなく、
0:56:29	そういう意味でいうと例えば何か 7 条の外部ハザードとか、あと火災とか内部溢水、そういうところについても先ほどのルート変更っていう、
0:56:39	点からすると、同じ実は位置付けになるんですけども、そちらははいつけてなくてですね、ちょっとそこは実は悩ましいところということで、共有だけさせていただきます。
0:56:50	ただその上で、一応その構造要求に関わる部分については、基本設計方針、ただ、その設計結果とすれば、基本設計方針に包絡されて、審査、
0:57:04	いただけるかなと思ってまして、その具体的な計算結果としては、構造要件のところは、添付していると、というような、今整理ということで考えています。以上です。
0:57:28	原子力規制庁、崎山です。承知いたしました。
0:57:32	今後申請される際においても適用要否の判断の部分というのは、どんなタイミングでも確認すると思えますし、本来であれば、
0:57:43	これ申請の最初の段階である程度整理がされた上で、初回のヒアリング臨むというのが望ましい状態、ちょっと今回は、
0:57:52	ある種、イレギュラーというか、
0:57:55	適用要否判断その各条文の整理に時間がかかっている、中身の議論というところにちょっと行きつけてないなという印象があるので、ちょっとそういう意味では、今後申請される際には、
0:58:09	今のようなお考え、悩まれている部分は承知してはありますが、1 度その社内の方ですね、議論してちょっと確認を経た上で、新基準時どうやっているのか他の他プラントでやっているのか。
0:58:23	それに対して、どのように適合性を説明するべきなのかそれともし、自明なのかと。
0:58:31	いうところですね、15 条であれば例えばその配管のルート変更とかもあった場合とかだったりすると、
0:58:37	資金検察に影響出るとか、そういった意味では説明が必要だなとか、何かそういうふうな、何かメルクマールはあると思いますので、そういったところは、しっかりお考えいただいた上で申請いただければと思います。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:58	はい。東北電力、長谷川です。はい、了解しました。今回の申請においても、当初、この整理はしてですね、今回のヒアリング資料でまとめたものも、
0:59:10	中身についてはほぼ変更はないんですけども、ちょっと過去の先行プラントの審査実績とか踏まえてその説明性より具体的なというところは足りなかったところあると。
0:59:21	いうふうに反省してますんで。はい。今後、
0:59:24	認識しました。ありがとうございます。
0:59:29	はい。原子炉規制庁高です。今の整理で、ある程度その考え方が固まったと思うので、これで多分、僕らとしても各条文のその説明性のところ、
0:59:39	各条文に対しての、
0:59:42	技術基準の適合性が確認できる状態に、ある程度だったかなと思いますので、各条文の技術適合性は今から確認をするという形になると。
0:59:59	衛藤規制庁イトウです。一応資料 2 については以上です。
1:00:09	はい。
1:00:09	以上としまして、資料 3 に移りたいと思います。資料 3、原子炉冷却材浄化系配管のところ、
1:00:19	ですね。
1:00:28	と、
1:00:29	私からは、ちょっと条文整理というよりは、
1:00:36	等、
1:00:42	資料 3 の 34 ページのところちょっと気になったので確認なんですけれども、
1:00:54	強度に関する説明書ですね、三行あって、下の 2 行では、
1:01:01	当該エルボーを評価対象として記載する必要があることから本計算書変更。
1:01:08	すると書かれていますと。
1:01:11	これは、
1:01:14	30、
1:01:16	これは評価対象として記載するというのは、もともと評価されて、
1:01:24	他の化されてないのか、エルボとして評価してたのかしていないのか。
1:01:30	していなかったのかというところをまず教えてもらえますか。
1:01:35	はい。東北電力の岩間です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:39	もともと再稼働設工認の際はですね、エルボとして解析モデルには含まれていたものの、計算書として、
1:01:49	評価対象というところで評価の対象の選定と結果の方をですね、計算書としてはお示しできていなかったと。
1:01:57	なので今回、
1:02:00	目標の変更に伴って、評価対象として明記する必要があるということで、と明記したということになります。
1:02:09	はい、以上になります。
1:02:11	はい規制庁イトウですありがとうございます。ということは評価をやり直したというわけではなくてすでにあつた評価の情報を載せ、
1:02:19	くつつい追加で載せたというそういうイメージですかね。
1:02:24	はい。東北電力の岩間です。衛藤。
1:02:27	全体的な考えとしては、ご理解の通りになるんですけどもちょっと詳しく補足。
1:02:32	させていただきますと、今ほどの 34 ページの表の真ん中ですね、間の応力計算の方は、今ほどの説明の通り、
1:02:42	もともと評価自体もされていたけど、経産省として、
1:02:47	載せていなかったの載せますというものになります。
1:02:50	下の方はですね、評価し直したっていうことではないんですけども、
1:02:57	衛藤。
1:02:59	こちらも同じではあるんですけども、
1:03:04	すいません、とですね、ちょっと
1:03:08	別紙を使って、
1:03:10	詰めを補足したい。
1:03:14	少々お待ちください。
1:03:38	すいません、お待たせいたしました。めくっていただきまして通しナンバー67 ページ。
1:03:43	の別紙の 4。
1:03:47	失礼します。ベツシヨ。ここ。
1:03:51	あ、すみません、少々お待ちください。
1:03:55	あ、失礼しました東北電力の岩間です。
1:03:58	この別紙の 5 ですね、通し番号 71 ページになりますけれども、
1:04:02	トクチざー72 ページの方見ていただきますと、
1:04:10	評価をやり直したっていうものではないんですけども、
1:04:15	応力計算のように

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:18	解析をしていたというところではないんですけど、
1:04:22	この得るものへの評価自体ですね、すでに建設にされたされていたものを呼び込む形で、追加し追記したと、というような間違いがあるのでちょっと補足させていただきます。
1:04:36	はい。すいません。
1:04:37	それは以上になります。
1:04:40	規制庁ですと、それちょっと今のところついてあったんですけども、72ページのどの部分の、
1:04:47	話をおっしゃってます。
1:04:50	はい。東北電力の岩間です。72ページですね、黄色で、変更前と変更後で変えたところを、黄色の色塗りで、
1:05:01	示しているんですけども、
1:05:05	下段ですね、長く黄色で囲っているところですね。
1:05:10	ここに関して、評価対象として追加して、明記したというものになります。こちら自体評価をやり直したものではないんですけども、
1:05:23	やり直したものではないんですけども追加した部分としては、この下段の黄色囲みになり、
1:05:30	非常にアリマ。
1:05:35	はい、規制庁イトウですすみませんちょっと今のところは先ほどの34ページの絵と、2行目と3行目で、
1:05:45	3行目の関係だったと思うんですけど2行目と3行目で違うのはどういうところでしたっけ。ごめんなさいもう一度お願いします。
1:05:55	はい。東北電力の飯山です。違いすみません。違うというような入口でちょっとミスリードの方をしてしまったんですけども、基本的には同じとしてご認識いただけるものと思っておりますが、
1:06:07	応力計算の方は解析ベースですので、
1:06:12	CESA以下の設工認の際にも、
1:06:15	解析モデルにも、当然得るものとして入って行って、
1:06:18	評価をされていたんですけども、その
1:06:21	評価対象結果が明記されていなかったのを明記しますと、というような位置付けのものであり、
1:06:28	神野基本いただく計算書の方は規格計算になりますけれども、
1:06:37	ちょっとややこしいところはございますけれども、このエルポー自体ですね、同様の材質、同様の
1:06:45	最高使用圧力温度、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:47	寸法ですね、要目表の仕様として同一のものがすでに
1:06:54	工認の中で、共同計算されているエルボになりますので、
1:06:59	改めて評価っていう点ではちょっと違うということで、違うという形で説明 させていただきました。
1:07:06	はい。以上です。
1:07:08	要するに、基本板付さんの方は、すでに同じようなエルボの評価をして いってそのエルボの評価を持ってきたっていうそういうことですか。
1:07:21	東北電力の峰岸です。
1:07:25	ちょっと資料の方が飛び飛びで、説明の方がなかなか難しいところがあ ったんですが、まとめますとですね、まずご質問があった当初からエル ボを、
1:07:36	応力計算書を聞いた計算書の中で織り込んでいたかというご質問に対 しては、その通り。
1:07:43	いうことになってまして、菅の応力計算書を聞いた計算書ともにですね、
1:07:49	この系統図のところに、
1:07:51	その評価対象であることの記載っていうところが、
1:07:55	記載してませんでしたので、記載をしましたと言うのがですね、別紙の 3、4、それから後の記載になっていると。
1:08:04	いうことになっておりまして、
1:08:06	特段大きな違いはないということになります。
1:08:09	当該の資料で見ますと、別表ナンバーの、
1:08:13	69 ページになりますが、
1:08:18	資料 3 のですね、69 ページ。
1:08:23	こちらが復水補給水系の間の応力計算書の変更前、変更後の系統図 となっておりますが、なっておりますが、こちら、
1:08:33	変更後の黄色四角囲みのところにですね、備考欄に書いてますけど も、
1:08:42	当該エルボを評価対象として記載すると。
1:08:45	いうふうな記載を残しております。
1:08:47	あと、今ほどですね、聞いたの方で説明した内容については、73 ページ に書いてある変更前、変更後ということで、
1:08:58	同様に、黄色枠組みの中で評価対象として記載をする。
1:09:03	ということで、記載をしてございますが、結論前段申しました通りですね、 当初からエルボで設計をしていたということに違いはないということを別 紙 3 で確認してございますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:17	計算結果にも変更はないと。
1:09:20	いうことを、
1:09:22	回答資料の表の方とちょっと、代表で説明は飛ばしましたが、資料No. 33。
1:09:30	の方にですね、耐震計算書添付書類の方にもですね、その旨を記載させていただきますいております。
1:09:39	以上になります。
1:09:47	規制庁伊東です。はい。大体わかったつもりではいるんですがちょっと資料を見てみてつつ確認すべきことが出てくれば、また確認させていただきます。
1:09:59	す。
1:10:01	それでちょっとついでにすいません
1:10:03	別紙何番とかいう形で、変更前後比較表っていうものがいくつかついてきているんですけども
1:10:15	例えばですね、69 ページの変更前後比較表っていうのは、
1:10:23	変更前は何で変更後は何。
1:10:26	を示してるんでしょうか。
1:10:32	何と何の比較なのかっていうところです。
1:10:34	はい。東北電力の岩間です。
1:10:37	衛藤示しておりますのは変更前の方ですね、再稼働設工認時に、添付していた添付書類の中身になります。
1:10:47	変更後の方は今回変更認可申請の申請書類として添付した
1:10:54	書類の内容、
1:10:56	なります。その前後を比較して、変更点を黄色で示しているというものになります。後、ご指摘の補填は
1:11:05	その、
1:11:06	説明がこの資料じゃ見えないという、指摘等認識しましたのでその旨がわかるようにですね、この資料の%ちょっと修正する方向で考えたいと思います。
1:11:18	以上です。
1:11:19	はい。セイトウです。衛藤。はい。何かどっかで注意書きがあるといひかなってというのは、そうなんですけどついで 69 ページの右、変更後黄色枠になっているところっていうのはどういう意味合いなんですって。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:37	はい。東北電力の岩間です。黄色でYururiしてるところは添付書類の中で、変わったところですね、貼るだけだとちょっと見にくいというかわかりづらいというところで、
1:11:49	変更前から変更後で記載が変更された箇所を黄色で止めることにしております。
1:11:56	以上であります。
1:11:57	規制庁伊藤です。なるほどじゃあ、今、申請書類の中ですでにこれは入っているということですね。それでそれって、
1:12:09	今回の
1:12:10	後、
1:12:11	資料いっぱいありますけどそのいっぱい入ってる変更前後比較表、全部そうなんでしたっけっていうところを確認したいんですけど、だから、こういう方向で補正考えてるみたいなのも盛り込まれてたり、
1:12:26	スルー。
1:12:27	のっかなと思ってるんですがそれで合ってますか。
1:12:33	はい。東北電力の岩間です。
1:12:38	再稼働設工認時から添付書類の中身を変えるものに関しては、その変更点とその
1:12:43	理由ですね、ご説明するためにご理解の通りで、変更前後比較した資料。
1:12:51	補足説明資料の方に入れておまして、申請書類としては比較表の形じゃなくて
1:12:59	当然黄色とか色も塗られてない。
1:13:01	税務書類の意識を、
1:13:04	セットしていると、というような状況に、
1:13:07	状況でございます。
1:13:09	以上です。
1:13:11	衛藤規制庁イトウですすみません質問は、変更前後表っていうのがいっぱい入ってきてますけど、それはもう、
1:13:21	変更後の欄っていうのは、
1:13:26	今申請されている。
1:13:29	情報を載せているだけであって、
1:13:33	今後、補正をこういう方針でやろうとしてるっていうところは盛り込まれてないっていうそういうことでもいいんですかね。この資料3図だけじゃなくて他のところも含めてっていう意味なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:46	はい。東北電力の岩間です。これから変えたい姿ではなく、現在申請。
1:13:53	失礼しました補正の際からさ、というと、
1:13:59	今後、
1:14:01	修正する
1:14:04	等、方向性というのを示した
1:14:08	資料になりますけれども
1:14:11	ヒアリングとして今回ご説明したい内容としては
1:14:18	今回提出している。
1:14:20	添付書類の内容がそのまま反映されていると。
1:14:24	というもの。
1:14:28	そうです。
1:14:32	東北電力のハセガワちょっと補足します。
1:14:36	この例えば補足説明資料に付けてる変更前後の比較表、この前はすでに認可もらってる。
1:14:46	再稼働設工認の添付書類です。
1:14:49	で、右側の変更後っていうやつは、今ほどおっしゃった、今回変更認可申請をしたものではなくて、
1:14:58	申請をしたものから、ヒアリングを踏まえて、いろいろこう変更してってますけれども、その変遷を全部織り込んでますんで、この内容ってのは他のヒアリング資料で、例えばこの耐震強度計算書であれば、強度計算書、
1:15:13	ヒアリング資料としてアップしてますけれども、そこをどンドンレビューアップさせていただいております。
1:15:19	ご意見とか踏まえて、
1:15:21	その最新版が、現在見ていただいている比較表に入ってる。
1:15:26	で、今ヒアリングをさせていただいて、ご認識させていただいて、ある程度、内容が、
1:15:36	合意できた時点で、その版の最終版を補正書として、セットして、再度手続きをさせていただく、というような考えでいます。これ、従来からそのようなやり方でやって、
1:15:51	はい規制庁イトウですなのでだから変更後の欄は、必ずしも申請書類そのままではないところもあるっていうそういう理解でいいんです。はい。はい。最新版ではい。田島っていうか、弊社も、
1:16:04	弊社の現在の最新版、わかりました。そこ、最新版、つまり申請書類等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:15	違っている場所っていうのがどう示されているかっていうと、今、69 ページのところ枠は、あくまで変更箇所、新規性と、
1:16:27	申請書、書類、すでに出されている申請書類の違いを示したところであるというご説明だったんですけど、
1:16:36	何ていうんですかね更新部分が、
1:16:39	時別の何か黄色で、
1:16:42	囲われてたり、黄色のマーカ―塗られてたりしているケースもあると認識していて、ちょっとそのその辺が何か、
1:16:50	何が何なのかがちょっとわからなくなってきましたね、そういう資料、
1:16:58	まつり、
1:16:58	一言でいいんですけど見合わせやすい資料にしてもらってしまった方がいいのかなと思っているという、問題意識です。
1:17:07	了解しました。東北電力の長谷川です。
1:17:11	まずは前提とすれば、我々事業者の方の資料、最初からできないものがあれば、それで事足りるので、大変申し訳ないんですけども、この黄色に示してるやつは、一番最初のヒアリング、2 回目からヒアリング時にちょっとご説明させていただいたと思うんですけども、
1:17:27	あくまでもヒアリング資料として、それぞれの添付書類含めて、セットしてましてそれ自体ディビジョン管理してます。
1:17:36	なので、
1:17:37	ヒアリング資料として出したものの、
1:17:41	レビジョンがアップした時にそのアップで変更した箇所を黄色にしています。なぜその資料がもう一つアップされた場合、レビジョンアップされた場合には、
1:17:51	前に黄色にしてたところは黄色じゃなくなって、はい。
1:17:54	ということで、ちょっとヒアリングでの説明の趣旨をわかりやすいように識別化したもの。
1:18:02	だけになっています。
1:18:04	多分今おっしゃってるのは、実際に変更認可申請をしたところから、トータルでどこ変わってるかっていう観点だと思うんですけども、
1:18:14	そこだとちょっと見えない形になってます。はい。
1:18:24	衛藤規制庁イトウですととりあえず今の所状況というか、更新資料更新の考え方は。はい、承知しました。はい。
1:18:38	規制庁仲ですけど。
1:18:40	前後表の税前の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:43	変更前の情報というのは、新規規制基準審査時の情報。
1:18:51	認可された時の情報。
1:18:54	ちょっとその意味合いがよくわからない。
1:19:08	ページ、26 ページってあるんですけど、
1:19:18	で前書きの変更前後表ってあるんですけど、
1:19:26	これは変更前のこの記載ってな。
1:19:30	なんなんですか。
1:19:32	いやこういうのがあるから、多分、
1:19:35	全体として、変更前変更後っていう考え方が同じなのかどうかという。
1:19:43	ところで先ほどのやりとりの中ではその変更前は新規性基準の情報ですってそれはそれでそうだったかもしれないけど一方で、
1:19:53	ちょっと今私の方から、
1:19:57	示した 26 ページ目の
1:20:01	変更前後を見ると、変更前は、
1:20:05	何かその新規性基準にもかかわらず
1:20:09	今回の弁体の取りかえを実施する。
1:20:14	いやこれって今回の申請なんでしょう。
1:20:17	ていうような、
1:20:18	ちょっとそういうところで、
1:20:21	全体としての考え方がよくわからない。
1:20:24	ということでの質問と理解していただいてもいいですか。
1:20:48	小貫有井。
1:20:55	交付税カトヨシマですけど、すいません正直そこはもう、ものによって案件によってはその再稼働工認との比較の方が説明がいいものと、
1:21:07	前回からの変更点の比較がいいものということでちょっと、多分正直使い分け、
1:21:14	があって、整合という観点では、確か
1:21:18	ちょっと弱いかなっていうのは事実かと思い
1:21:27	ニシダ規制庁ハタケヤマです。こちらの趣旨としては
1:21:33	資料の位置付け明確にしてくださいっていう、土肥が一言で言うとそうだと思っていて、
1:21:39	今先ほど仲川から申し上げたところは、
1:21:46	正直よくわからない部分で私も正直混乱していたんですけども、
1:21:54	上、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:55	資料の左側のところで、Ⅱ編に、何とか何とか何とかって書かれている。この辺にというものが変更前にあるということは今回の申請のもともとのところ、
1:22:06	から、変更後においては、今後補正したい方針を示していただいていると理解をしています。で、これって、どこか別のページちょっと今思い出せなくなって申し訳ないんですけど、編1で書かれてる部分もあったりして、
1:22:19	変更前の部分が、
1:22:22	状況状況に応じて使い分けが一なんか明確なんか変わっているんですよ。僕らとしてもこれを、ただ資料を見ていくときに、これが、
1:22:33	変、今後補正したい内容として示していただいているのか。
1:22:38	或いは、新規制からの単なる変更点編入、すでに申請されている内容を、
1:22:45	言っているのか、何か、
1:22:47	わからない。
1:22:48	んですよ。そういった意味ではその変更も変更というところは、その状況状況に応じて使い分けをしたいのであれば、
1:22:56	それがわかるように、この変更前というのは何なのか、変更後というのは何なのかってことは示していただく必要性がありますというのが1点と、
1:23:07	先ほどの黄色頭脳ところ、黄色でマーカー引かれているところについてちょっともう一度確認したいんですけども、これ前回のヒアリングからの変更点を示しているということでもよろしいですか。
1:23:28	東北電力の峰岸でございます。
1:23:31	すみません、今ほどの説明の中で、気づいた点ではあるんですけども、
1:23:38	冒頭申しました通り、審査資料一覧表のところ黄色でマーキングして、前回のヒアリングからの変更点を黄色でマーキングしていると。
1:23:49	いったことに関しては、そうやりません。ただ一方ですね先ほどクリーンナップのところの説明させていただいた資料、例えば70、
1:23:59	説明の中で出ていた、
1:24:02	ページで言いますと、69ページになります資料3の69ページになりますが、
1:24:09	これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:10	先ほど申した通りですね、新規制工認のインターの時と、今後補正したい姿の前後比較表になってますが、こちらは、
1:24:20	前回のヒアリングの時からですね、この資料、変わっておりません。変わっておりませんが、比較表の
1:24:29	変更前変更後で、わかりやすいようにと言って比木色で囲んだのが、たまたま同じ黄色だったためにですね、前回からの
1:24:40	ヒアリングからの変更点とちょっと誤認。
1:24:43	してしまうような記載になってございましたので、こちらについては、
1:24:48	修正したいと思っております。
1:24:51	ですので前後比較表に関しては、一部、前回からの変更点ではないもの、投資変更前変更後の場所を明確に示すために黄色い枠組みをしたものもあると。
1:25:03	いうことをすいません、今ほどちょっと説明の中で、気づいた次第でした。
1:25:08	原子力規制庁ハタケます。今の現状だと黄色、
1:25:11	マーカーは2種類の使い方をしているってことだと思いましたので、
1:25:16	こちらとしても、確認していて、例えば混乱して、内容がよくわからないまま、ちょっと
1:25:24	今日に挑んでいる状況でして、
1:25:26	申し訳ないんですけども、
1:25:30	これ、過去に、
1:25:31	前回のヒアリングで別のよ、要求としてこちらからコメントしたのと基本同じようなものでして、何か変更の有無っていうふうな書き方については、何かの変更なんでしたっけとか、
1:25:46	前回と言いかけたと思いますけども、そういうのと同じでして、
1:25:51	衛藤東郷電力さんが何を説明したいのかっていうところが、私たちにちょっとわかるように資料構成はどうしても見直していただきたいと思えます。
1:26:00	趣旨は理解できますし、
1:26:04	わかりやすいように努めていただいているのはわかるので、ちょっとそこを使い分けはしてくださいと。
1:26:11	まずはコメントします。
1:26:13	で、他にも同様に何か、わかりにくいところがないのかっていうところは、引き続き確認をしていただいて、もし使い分けを何かしらされるのであれば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れば判例をつけていただきたいと思います。こういったものについては、
1:26:25	こういった表記をしている。黄色字は、今回、前回からヒアリングの変更点ですと、
1:26:31	或いはその別のマーカ―の色をつけて、このマーカ―については、新規規制基準、或いは新規規制基準の時からの変更点ですとか、
1:26:43	そういうふうな表記があると、よりわかりやすいのかなと思います。
1:26:50	はい。東北電力の西です。趣旨、理解しましたので資料のわかりやすい記載の方、務めさせていただきます。以上です。
1:27:02	はい衛藤規制庁イトウですよろしくお願いします。
1:27:18	じゃちょっと次行くから思い出すと、
1:27:22	それでは資料 4 の方に行かせてもらいます非常にSGTSの主要弁ですね。
1:27:32	と、こちらは、
1:27:38	条文整理とも関係するんですけども、
1:27:45	この
1:27:46	この主要弁のクラス分類について確認したくてですね、新規規制の時の主要設備リストを見ると、
1:27:57	ここの主要弁まさにこの主要弁っていうのが、クラス 4 というふうに書いてあるんですね。クラス 4 って何かって定義を見るとクラス 4 管であると。
1:28:10	これは弁なんですけどクラス 4 管として扱うっていうそういう整理が当時なされてたんでしょうか。
1:28:21	そこの説明をお願いします。
1:28:45	東北電力と吉松発電所 3、回答できますか。
1:28:58	すいません、東北電力の津曲ですけど、町長松倉さん。
1:30:39	東北電力の方です。衛藤。
1:30:43	需要面につきましては、設工認時点でクラス 4 として、申請してございましてそこからの申請内容について、
1:30:55	現時点で変更するものではございませんが、漢那の壁なんだというところに関しては、確認した上で回答させていただきます。
1:31:07	はい。規制庁伊東です。承知しました。マークで言うておくとクラス 4 管であるとするならば、
1:31:17	17 条とかですねクラス 4 管に対する要求事項があるので、少なくとも十七条等のところは、適用条文になるような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:28	ところかなという気もするのでそのこの条文との関係も含めて確認いただければと思います。よろしくお願ひします。
1:31:39	東北電力の岡田です。はい。今のご指摘の内容、理解しましたので、検討の上回答させていただきます。
1:31:58	はい。規制庁伊藤です。資料4のところは、規制庁側から他にありますか。
1:32:14	いいですかね。はい。
1:32:15	それじゃあすいませんちょっとお待ちください。
1:32:42	はい。
1:32:43	すいません資料5については、ちょっと飛ばして、資料6に行くんですけども、ちょっと考え方を確認しておきたいところがあつてですね。
1:32:55	資料6の条文整理書で、
1:33:00	11条12条のところ、衛藤火災による損傷の防止とか溢水等による損傷の防止というところは、
1:33:09	設計基準対象施設があるもののクラス3クラスに云々に該当しないことから適用条文とはならないと書いてあつて
1:33:20	これと予想はついている上で聞くんですけど、このクラス1クラス2及び本田なんていうのは、何、どういふ
1:33:30	構築物系統機器なんでしょうかそこを説明お願いします。
1:33:35	はい。他電力の岩間です。
1:33:39	11条の火災の方で、例としてご説明しますと、笠伊井による損傷の防止として、
1:33:49	機能を期待する。
1:33:50	設備に該当しないため、
1:33:54	失礼しました。クラス1クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3設備くださいに附属する。
1:34:02	構築物構築物系統機器というものは、笠伊井による損傷の防止を達成するために必要な、
1:34:10	もののうちというような中身になりまして、当該の逆止弁付ファンネルは、
1:34:20	火災による損傷の防止として必要とされる
1:34:24	設備に該当しないと。
1:34:27	クラス1クラス及び、記載の通りですけどもここ、ここに記載されてる機器に該当しないと、いふような、
1:34:37	該当しないということから、要否判断としてはバツとしている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:43	いうものになる。
1:34:44	10 台中、12 条の方も同様。
1:34:48	はい。以上です。
1:34:49	ちょっと聞き取れなかったんですけどクラス 1 クラス 2 及び安全評価上その機能を期待する火災属する構築物系統及び機器っていうのはどういものとおっしゃいました。
1:35:04	はい。東北電力の岩間です。
1:35:09	火災については、
1:35:17	とかさ
1:35:19	失礼。
1:35:20	火災発生時の原子炉を安全停止するために今必要な、
1:35:25	設備というものが火災の防護の対象になりますけれども、
1:35:31	その内、
1:35:33	逆止弁付ファンネルにつきましては、
1:35:37	そもそもクラス 1 クラスに、クラス 3 に該当する機器に該当しないということ、
1:35:44	火災防護 5 として要求される条文としては設計基準対象施設はというような対象になるものですがけれども、実際のな要求される内容としては、
1:35:55	対象外ということで、適用要否判断がバツとするというような考え方でございます。
1:36:01	以上であります。排気設備等でございます火災防護対象機器以外のところについては、もう
1:36:10	適用条文にもならないっていうところは、これは
1:36:17	前からそういう整理になっているんでしょうか。
1:36:25	はい。東方電力の今です。
1:36:27	初回の中の整理の時点からの考え方に変更はありません。
1:36:34	以上です。初回のか、これまでの施設購入の申請、
1:36:40	と比べてってことなんですけど、
1:36:53	再稼働設工認の際からの考え方を変更したものではありませんので、
1:37:00	条文の適用対象となる、記載の繰り返しになりますけどプラス、
1:37:05	LERFは該当しないようは逆止弁付ファンネルクラス、衛藤。
1:37:09	ない設備になり、
1:37:11	よう、
1:37:13	条文にはならないというような考えで、変更はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:18	はい。
1:37:19	以上。
1:37:46	はい規制庁イトウですとりあえず、はい、承知しました。はい。
1:37:58	原子炉規制庁島山です。今のところ、
1:38:01	そのため確認しておきたいんですけども、
1:38:05	火災防護審査基準のところ、お持ちだったらちょっと見ていただいた上でなんですけれども、
1:38:15	この要求事項、
1:38:17	何かそれぞれ火災区画とか、火災区域を基本、
1:38:22	火災の3方策する前に、基本事項として区画を設定するところあると思いますけども、その中でいわゆるその原子炉の高温停止とか低温運転所達成とか維持するための、
1:38:34	機能、及び有する構築物系統と、
1:38:37	あとは、当貯蔵とじ込みを有する。
1:38:40	構築物系統機器、これ、それぞれに対して火災区域区画を設定しますとなっている。
1:38:48	いるかと思えます。基準上は、
1:38:51	今回の設備については、このファンネルについては、そのいずれにも該当しないと整理をしていた。
1:39:00	と言うことなんですかね。何か
1:39:03	僕が理解してないだけなのでちょっと間違ったら教えていただきたいんですけども。
1:39:08	クラス1クラス2及びクラス3に続アノ。
1:39:12	機能を規定する構築物系統機器に該当しないという。
1:39:17	書き方だって、そこはイコールだったのかなっていうのは、ちょっと僕は今理解できなくて、
1:39:26	はい。道北電力の今です。火災防護の審査基準の方に書かれているものですね、原子炉の高温停止、低温停止を達成するための機器ですとか、
1:39:37	放射性物質の貯蔵閉じ込め、
1:39:39	を有する構築物、系統機器に該当するものではございません。
1:39:44	そちらの方がですね再開の工認時になりますけど、火災防護の説明書の方に、これらに必要な機器のリストというのも、
1:39:54	添付してございまして、そちらに当該の逆止弁付ファンネルは記載していないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:01	いうところで一応高温停止等の
1:40:06	火災防護の
1:40:08	損傷の棒Cを達成するためには、必要な設備としては
1:40:14	をしていないというところがございます。
1:40:17	はい、以上になります。
1:40:18	議事録設置ハタケます。確認というか評価の仕方としてはまずDB施設については、火災防護を、
1:40:25	講じる設計とするっていう基準上の要求事項があって、その火災防護対策を講じる対象としてクラス1に、及び機能期待するクラス3に属する構築物系統機器とするって言っていて、
1:40:38	その何か、その上で、安全停止に必要な機器とか貯蔵とかに、とじ込み機能を有する機器とかを抽出するという順番が、
1:40:51	あって、
1:40:53	前段階で、
1:40:55	のクラス1に、あとは期待する3という、そこで今回落ちたという説明ですかね。
1:41:02	何かちょっとその順番だけ確認したと。そういう意味で、123って書いてあるということなのか、ちょっとそこだけ確認させてください
1:41:09	はい。東郷電力の今です。今ほどご理解の通りどこで切ったかと言いますと、逆周辺付ファンネルはアノ+機器ではございませんというところで、
1:41:20	適用条文の整備の方が理由書いているところになります。
1:41:25	はい、以上になります。
1:41:43	はい。原子力規制庁ハタケヤマです。
1:41:49	了解いたしました。この葛西の
1:41:53	○×三角の整理だけ、念のため確認しておきたいんですけども、
1:41:59	ポツとするものと三角とするものの線引きはどのようにお考えでしたか。
1:42:18	はい。舟力のイワマです。
1:42:21	×とするものは、今ほど申し上げた通り、
1:42:28	対象として、審査基準やアノ等を見たときに、
1:42:34	防護の対象または守る設備に該当した今、今ほどご説明をした通りの考え方でバツにしております。
1:42:43	三角にするものについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:45	当該の設備は、逆に言うと、このクラス1クラス2及び安全評価上その期待の期待するクラス3設備に属するということで、該当してくるものは、基本的には
1:42:59	条文として要求があるものと整理しております、
1:43:02	ただ今回の申請内容を踏まえて設置場所の変更がないですか、既存の火災防護の設計への影響が軽微と。
1:43:13	ないと考えられるものについては、審査対象。
1:43:17	条文としないというところで
1:43:19	既存の適合性が確認されている状態から変更がないということで三角に落とすと。
1:43:24	というような考え方でございます。
1:43:27	以上になります。
1:43:36	原子炉規制庁竹山です。
1:43:40	何となく考えは、
1:43:44	上手かったような気はわかったようなわかってないようなところですけども。
1:43:50	それはあれですかね
1:43:53	火災本申請書ベースでいうと、
1:43:57	DB、或いはSAとして、
1:44:01	機器を抽出する段階で落ちているものについてはバツと整理で、そのあとに、例えばその評価するにあたって、不燃材を使用しているとか、
1:44:13	そういったもので落ちたものを三角。
1:44:16	というふうな、抽出の段階でどう抽出したかで、0、
1:44:21	三角頑張って藤松田を
1:44:24	差別化したと、ということですか。
1:44:29	はい。東北電力の今です。今ほどのご理解の通りで評価の土台に上げる場合は、適用条文として、とみなした上で、不燃材料だとかっていうところで
1:44:42	確認をしていますので、そういった場合は丸または三角になると。
1:44:48	その評価の土台、対象にも当たらない、クラス1クラス機器に該当しないような考え方で、評価の度合いに上げないものは、
1:44:57	適用条文的を受けない条文としてます。
1:45:01	しております。
1:45:02	以上です。
1:45:08	原子炉規制庁竹山です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:11	御社の考え方としては、まず、わかりました。
1:45:16	悩ましいところですねっていうのは、もともとおっしゃってたところは、確かに考えた上で多分整理されたんだろうなと思いましたので、
1:45:24	ちょっと引き続き確認をします。何かちょっとコメントがあったらちょっとヒアリングの場で述べさせていただきます。今日は以上とさせていただきます
1:45:43	排気セットイウです。
1:45:46	一応資料 2 から 6 については、詳細はこれから見るっていう部分もあってそこは、
1:45:55	あるんですけども一応、本日聞こうと思っていたところは以上になります。
1:46:02	補力ーは資料 2 から 6 以外でも、
1:46:06	機構としてことある。
1:46:10	聞こうとしていることでは原子力だけ聞こうとしていることよりはちょっと、また、ちょっと一応言っておきたいことがあったので、一応先ほど適応要否判断の整理はある程度ついたかなと思って、
1:46:23	これから中身の確認移りますっていうことをお伝えした。
1:46:27	ですけどもちょっとそっからあれですけども、良いことということが変わって申し訳ないんですけども、まだ申請書類の整理っていうのはついてないのかなと思いますので、そこが確認できれば、
1:46:39	それぞれの適合性の確認、各条文で実際どうなのかって確認進めると思いますので、今後、
1:46:46	申請書類が整うの江藤と、それと条文等の整備が整えば、等で実際の各条文の適合性、炉規法の要求上の 2 項の技術基準適合性の確認に移れると思いますので、
1:47:04	ちょっとその整理はお早めにいただきたいと思います。
1:47:22	よろしいですかね。はい。江藤木曾イウです。
1:47:29	東北電力の仲野です。衛藤確認で、今ほど言及のあった申請書類の整理はまだ、
1:47:36	ついてないとおっしゃったと思うんですけども、
1:47:39	申請書類として今回ヒアリング資料として都度、
1:47:44	積み上げてきたものを束ねる形で申請する。
1:47:49	こととしております。申請書類として一式お出しする必要はないというふうに伺ったので、
1:47:54	ヒアリング資料の積み上げ結果が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:58	最終的な申請書類があつて、
1:47:59	理解しております。すいませんちょっとその辺りのことをおっしゃったか確認させてください。
1:48:04	原子力規制庁の竹山です。今、各資料 2 から 6 のところの、各条文の整理結果、45 条 6 条で表をつけていただいていると思いますけども、
1:48:16	その一番右の、
1:48:19	適合性を確認するための申請書類って項目があると思いますけども、先ほど伊藤と私の方からそれぞれコメントさせていただきましたけども、そのところと、各、
1:48:31	条文、45 条というか、それぞれとのひもづきっていうのが、まだ明確ではないと思っています。そういった観点が、適切にどの、
1:48:43	申請書を確認をするのかと。
1:48:45	いうところが明確になりましたら、初めてその、その書類に対して適合性確認というのを進めるという段階ですので、現段階は、
1:48:56	その書類が果たしてその 32 条であれば、耐震性って見なきゃいけないのかっていうところが、定かではありませんので、そこについてどのように、
1:49:07	整理をされるのかっていうところから、
1:49:09	要はその申請書と条文の紐づけを確認しているだけであって、その申請、
1:49:14	でしょ。
1:49:15	32 条に対する適合性が良いのかっていう判断に至っていないっていうところだと思ってます。なので、まずはちょっとそういう整理、適合性の中身というよりは、
1:49:29	この条文に対して何を確認しなきゃいけないのかっていうところの共通認識をまず取る必要があると、いうことを申し上げました。
1:49:40	東北電力の仲野です。江藤。確認ですが、
1:49:45	今回、条文整理をして、この表の右側に添付書類としてこの書類、
1:49:51	行為においてし、確認できますということで示したんですけれども、それを今後規制庁さんの方で、実際確認できるかを、の確認を進めていくと。
1:50:02	いうご発言と理解しましたがそういう理解でよろしいでしょうか。
1:50:06	原子炉規制庁島山です。まずは弾としては、御社にあると思っていて、そこをまず整理してくださいということです。で、
1:50:16	整理した内容について、こちらとしても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:20	次の資料提出の段階で確認をします。例えば 32 条は本当に耐震性も見なきゃいけないのかとか、
1:50:28	そういったところも確認はしますが、本当に再申請を見なきゃいけない範囲であれば、32 条として私ども確認しますけども、そこがまだ定かじやない。
1:50:39	ではないのかということを上申しているのです、こちらとして確認を引き続きやりますというこちらに弾がある状況でなくて、御社に弾があると私は思ってます。
1:50:48	富井です。本日の議論を踏まえまして、別紙として、それぞれの条文に何が適用される書類なのか。
1:50:56	そこはもう一度、今日、大野議論を踏まえた上で、見直した上で、
1:51:00	主査の方に、
1:51:02	ヒアリングという形なのか資料提出という形なのか、それはちょっとこれから調整させていただきますが、整理させていただいた上で、規制庁さんの方の作業に入っていただく。
1:51:12	ということで、
1:51:13	理解しましたので、ちょっと資料の見直しをさせて、
1:51:17	その上で、条文と資料をちゃんと整理して、
1:51:21	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。今ご説明いただいたもので良いかなと思います。今はちょっと添付書類の説明書の話だけしてましたけども、基本設計方針と書かれているところについても、
1:51:33	書いているところと、ないところっていうのはそれぞれあって、逆に言うとこの十四条とか書いてなければ、基本設計方針見なくていいんですけども、そういう話にもなると思いますので、
1:51:45	私はそう思っていないというか基本設計方針があって、それに対して添付で説明していただいているっていうストーリーだと思いますので、
1:51:55	ちょっとこの説明は、まずしていただきたいと思って、
1:52:00	いうところを、
1:52:02	御社にちょっとお願いすると、お願いといいますか、コメントしているという状況です。
1:52:07	徳田ニイヌマです。はい。今一度、田山さん今のコメントと、あともともうちが条文整理でどれを見るべきものかという整理したものをもう一度、
1:52:18	確認しまして、改めて、資料として提出させていただき

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:24	規制庁伊藤です。一応すいません先ほど浜さんの発言で議論っていう言葉があったんですけど、ヒアリングあくまで時、我々事実確認をしているだけで議論、
1:52:34	となるとあの会合の話なので、そこはご認識ください。私、私が議論した事実関係のやりとりというものを、議論ということで、
1:52:46	言葉で購入しまして、訂正されて、
1:52:49	はい、決をイトウです。はい。
1:52:51	す。そうしましたら、ちょっと、
1:52:56	タナカですいません。
1:52:59	資料のイメージの確認だけ最後させてください。今ほど、5、
1:53:04	コメントあった添付書類の整理申請書類の整理については、具体的には例えば資料2でいうと、
1:53:12	転記資料の5として条文整理結果を載せていますが、これを本日議論も踏まえて、
1:53:20	いろんな失礼しました本日のヒアリングを踏まえて、我々の方で再度整理するという事をお示しすることよろしいでしょうか。
1:53:32	はい。適合性を確認するための申請書類というところを再度見直してくださいという意味では同じです。
1:53:38	はい。はい、承知いたしました。
1:53:45	慶長イトウです。えっとですね、ちょっと時間が余っているので、ちょっとですね
1:53:57	資料1-1で、センサス資料一覧があって、
1:54:02	図修正内容、この前お伝えした。
1:54:07	修正内容を書くってところで書いてもらってはいるところですよ。で、
1:54:14	そこ例えばですよ市野一井、資料No. 1-1、D先生内容で修正内容提示欄を追加しましたって
1:54:26	その右でページが、ページ123ってある書いてあるんですけど、これは前回の、
1:54:34	資料1-1のページ数っていうそういう理解でいいんですかね。
1:54:46	今日のヒアリング資料の資料1-1は5ページ目まであるんですけどっていうそういう話。
1:54:53	東北電力長妻です。
1:54:55	すいませんその通りです。今回、
1:54:59	修正内容のところを追記させていただきまして、ちょっとページが増えてしまったのでちょっと5月ずれてしまっていたんですが、一つの理解で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:10	以上です。
1:55:12	土岐セトイトウです。
1:55:14	このどっちがいいかっていうところになると多分新しい資料のページ数で示してもらった方がいいのかなという気がしてます。はい。
1:55:23	それは次からでいいので、気をつけていただければというところですよ。
1:55:30	その上でですね修正内容が、
1:55:35	ズラツ等、
1:55:37	あって、
1:55:38	見直しましたっていうところわあ、
1:55:43	最終的な見に行くしかないというそういう感じになってるんですけど。
1:55:51	ちょっと、どういう
1:55:58	例えばですね
1:56:00	一番最後いけますか、ナンバー41で、
1:56:05	資料。
1:56:08	緑色割対策の説明書が今回加わって、
1:56:12	いるんですけどもこれって衛藤。
1:56:16	へえ。
1:56:18	なんで加わってるんですかねっていうところ説明書ありますか。
1:56:29	はい。
1:56:31	はい麻生建築の鈴木です。
1:56:33	今回
1:56:34	あれってあるの弁の取りかえ全体取りかえですね。
1:56:37	こちらプラス1、
1:56:39	ーAに該当しております、
1:56:44	クラス1の応力腐食割れに対する説明書についても、解析のクラス1の機器に対して改造を行っておりますので、
1:56:51	説明書として添付すべきと考えて検討したものでございます。
1:56:56	結果して
1:56:59	応力腐食は0に敏感な札剤とかそういったものではないので、
1:57:03	過去の評価替え。
1:57:06	括弧に添付してるものから変更ないというような記載にしておりますが、そういった理由から検討したものでございます。
1:57:13	以上です。
1:57:16	はい。セトイトウです。ちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:20	なかなかどうしたらいいかなっていうところなんですけど、今もらっている資料の状態だと何かこの資料が何で加わっているのか添付資料再整理に、
1:57:30	よる、追加ってというのは、そ、そうそう書いてあるんですけど、
1:57:40	何でこれが加わってるのかなって理由。
1:57:44	そりゃあ、
1:57:45	どこかで読めるといいかなと思っていてそれはこの修正内容っていうところに書くと、
1:57:51	長くなっちゃうのかもしれないんですけど、例えばコメント管理費回答整理表か、
1:57:57	回答整理表の方で、空加来とか、
1:58:07	回答整理表、
1:58:09	もうナンバー252627。
1:58:12	D治療等への反映箇所っていうところに、
1:58:16	出てきてないですよ緑色の説明書が、
1:58:21	ちょっと、
1:58:25	繋がりがわからないというか、これあれなんですけど前回のヒアリング、話とは別に、
1:58:34	追加してますってそういうことになるんですか。
1:58:37	東北電力の都築です。前回のヒアリングの際に、条文の考え方についても再度整理、
1:58:46	あれ1遍通り1回についてはですね、をしまして、その
1:58:51	の中で、添付書類の方も進めて
1:58:54	再生利用した結果、
1:58:57	追加となったものなので、
1:58:59	全く、
1:59:00	前回のヒアリングに関係なく、追加したものではなくてですね今回の整理表でいうと、27番の、
1:59:08	へえ。
1:59:09	対応の一部。
1:59:11	に該当すると考えてございますのでこちらに反映資料修正箇所として、
1:59:19	返すべきだったものかもしれませんので、今後
1:59:24	そういったところについては全体的に、
1:59:27	3ヶ所についてですね、検討していきたいと思い
1:59:31	俳句セットイトウです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:34	資料 3 条の該当整理表と、
1:59:37	資料 1 と 1、
1:59:39	もう、
1:59:40	紐付けというか関係性、
1:59:43	カー。
1:59:44	わかるようにするといいいのかもしれないなっていうすいませんちょっと具体的にどう、どういう形がいいかっていうのは、
1:59:51	今具体的に言えないんですけど、
1:59:54	もう一つ聞く等、資料 1-1 の表の中で、
1:59:59	資料ナンバー28。
2:00:01	検証冷却材浄化設備で、
2:00:04	第 4-7-1-3-1 図を追加しましたってあるんですけど、これは何で追加されてるんでしたっけ。
2:00:22	特に力のイワマです。
2:00:27	資料の方に
2:00:29	補足の資料の方にですねリジット記載させていただいてますのでそちらですね。
2:00:40	資料のナンバー3 ですね。
2:00:44	原子炉冷却材所っていうのは、
2:00:46	説明資料の、
2:00:49	52 ページ。
2:00:59	52 ページに記載しているところの、変更前というのがそれは笹井加納設工認時にはなかったというところでblank、
2:01:10	変更後というのが、今回の変更認可申請の中でこれから補正として、
2:01:15	追加させていた
2:01:17	したいと考えている系統図になります。
2:01:20	今回系統図のほうを追加しましたということなんですけれども、
2:01:24	その理由といたしましては要目表の記載のほうを今回、
2:01:27	見直したというところで、
2:01:32	表の備考のところに書いておりますけれども、
2:01:35	クリナップのエルボのうち、G31 位のF022、
2:01:40	から高圧代替注水系注入配管合流点、
2:01:43	いう配管がですね、再稼働性工認時には、
2:01:50	変更後が変更なしになっておりました。
2:01:53	それによって、この主配管全体が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:59	要目表の変更の前後で変更なしという、
2:02:03	位置付けになっていたことかな。
2:02:09	クリーンナップの系統ズー。
2:02:11	先ほど設工認の
2:02:15	際は、
2:02:16	申請書類としてちょっと選定されていなかったと。
2:02:19	いう状況にありました。
2:02:21	今回要目表を見直したことで、この主配管がですね、この車の設計基準対象施設、
2:02:28	そして位置付けられている配管なんですけども、
2:02:32	この最後の変更後が行政の変更後が、
2:02:35	エルボとしてのスペックを伝えられるということで変更がされると。
2:02:41	いう対象になり、なったことで、クリーンナップの
2:02:45	設計基準対象施設としてのクリーンナップの系統図というのを、
2:02:49	改めて添付する。
2:02:51	必要が生じたということで、今回追加した。
2:02:55	いうものになります。
2:02:59	ストレスありがとうございます。要するに、
2:03:03	ここのページを見に来ないと。
2:03:06	わからないというのでそれはある意味しょうがないのかもしれないと思いつつ、
2:03:13	ちなみにこの 52 ページは、変更前が、
2:03:19	今の申請書で、変更後が、今後こうする方針だよっていうそういう、そういうページなんですよね、ページ追加っていうのを。
2:03:31	はい。東京電力の今まで、
2:03:34	こちらはですね、示し方としては、
2:03:38	ご理解の通りに、
2:03:42	すいません。
2:03:44	そうですね変更前の方は、特徴につきましては再稼働設工認時の状態を説明しております、
2:03:52	先ほど設工認時にはなかったということで、グラフ
2:03:56	が、
2:03:58	変更後の方は、
2:04:01	衛藤。
2:04:02	今後の変更認可申請の補正の中で、追加するという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:06	意味で、いただきたいという意味で、
2:04:10	機械、
2:04:11	黄色が、
2:04:14	先ほどの通り色がちょっと混乱して非常にわかりづらくて
2:04:18	なっておりますけれども、
2:04:20	枠全体を黄色で括弧、
2:04:23	いる趣旨としてはこのページ自体がですね追加ページ、前回のヒアリング時に提出させていただいた資料からの追加ページという意味の、
2:04:32	黄色とちょっと混在していて非常にわかりづらいという、ある程度のお話の通りですので、そこはわかるように、
2:04:39	頼りたいと思う。
2:04:41	排気設備統一ありがとうございました。そっからこれは新規制の時にはなかった図を今回追加してるんですね。
2:04:51	はい。ここでこのままです。その通りです。
2:05:00	わかりました。はい、ありがとうございます。
2:05:06	すいませんそういう感じで結構、資料を読み解くのに結構
2:05:12	時間がかかるっていうところもあるというのは、
2:05:16	ご認識いただければと思います。はい。
2:05:18	今日、今日幾つかちょっと
2:05:22	改善、
2:05:23	改善というかもうちちょっと見やすくしてもらえないかっていうところはお願いしたところですよ。はい。
2:05:30	いいかな。
2:05:31	と。
2:05:32	すみません、ヒアリングの内容的には以上になるんですけどもちょっと最後に奥調査官からお願いします。
2:05:43	はい。規制庁の奥でございます。
2:05:45	本件の進め方についてちょっと確認をさせていただければと思います。
2:05:49	先ほど来やりとりがありますように、本件申請を3月6日に受けました後、審査会合1回、
2:05:55	2ヒラノ4回ということで進めてきたわけですけども、
2:05:58	現在のところ適合性確認の対象になる条文の整理がまだ進んでおりますけどまだ途上であると。
2:06:04	いうふうに思います。
2:06:06	中身の審査に入れていないという状況ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:09	現在のペースでいきますと6月までの認可はちょっと難しい。
2:06:13	考えて、
2:06:15	本件民間後に工事検査に入ることを予定されてると思うんですけども、
2:06:19	目標として6月までの認可は必要でしょうか。この点に関して、
2:06:29	はい。東北電力の仲野です。
2:06:32	ご認識の通りですね、その後の工事を踏まえると、6月中の認可というところをアライとして一つ目標として持っており、
2:06:39	以上です。
2:06:42	はい。規制庁の奥です。そうでありますと本日のヒアリングでも地域、
2:06:46	させていただきましても審査のペースを速めていく必要があるというふうに思います。
2:06:50	本件、関係する時期が多く資料も複雑であるというふうに思います。
2:06:55	中身の審査にはどうしても1ヶ月程度を要するというふうに思いますので、確認を円滑に進められるように、変更前、前後の整理も含めてちょっと見やすさですとか、
2:07:05	あとは説明書のわかりやすさ、そういった点にはご配慮いただければというふうに思います
2:07:14	徳田ニイヌマです。
2:07:15	今ほどいただきましたコメントを踏まえて、
2:07:18	首長様の審査機関、それもあって、当社の認可希望日もありますけども、当社の作成、資料作成、それが今後のスケジュールを決めるものと思っておりますので、
2:07:30	その辺わかりやすさを重視してスピード感を持って対応していきたいと思っております。
2:07:35	奥です。よろしくお願いいたします。
2:07:40	規制庁伊東です。そういう意味ですと金京野ヒアリングを踏まえた資料の提出っていうのはいつごろを見込まれますかね。
2:07:57	答弁の中のとそこは確認して、改めてお伝えしたいと思っております。
2:08:06	資料、本日水曜日でございますので、来週早いうちには、
2:08:19	排気筒規制庁イトウですわかりました。通って調整させてもらえればと思います。はい。具体的な日時はまた別途ご連絡。
2:08:30	はい。
2:08:32	それではヒアリングを終了したいと思います。規制庁から大丈夫ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:39	はい。
2:08:40	東北電力がよろしいですか。
2:08:46	東北電力、渡部です。発電所からは特にございません。
2:08:50	はい。東北電力中野です。こちらもございません。
2:08:54	はい。瀬戸イトウです。それでは本日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。